令和6年度 事業計画 (概要版)

令和6年4月1日~令和7年3月31日 公益財団法人 川崎市身体障害者協会

基本方針

1 公益目的事業の推進

障害者の社会参加の推進及び福祉向上のため、効率的かつニーズに合致した 事業の実施を図りつつ、障害者の日常生活の支援に関する事業等の推進に取り 組む。

- ① 障害のある人もない人も支え合える共生社会の実現を目指し、心のバリアフリーの推進、建築施設等ハード面のバリアフリー水準の底上げ、障害者の権利を守る活動の推進など、啓発・普及活動のより一層の充実に取り組み、もって市民の障害(者)に対する理解を深めるための活動を推進する。
- ② 障害者社会参加推進センター事業においては、継続して実施している各種 教室や研修等の充実に取り組み、文化活動関連の事業についても推進を図る。
- ③ 障害者スポーツ協会事業においては、実施事業の拡充や障害者がスポーツ に触れる機会の拡大及び市民の障害者スポーツに対する理解の促進に取り 組むとともに、障害者スポーツ協会の体制整備に取り組む。
- ④ ホームページを活用して、情報発信力の強化・コンテンツの充実などに取り組み、障害者がより様々な情報に触れることができるよう推進する。

2 法人組織体制の整備

より良い人材を確保し、職員を研修等へ積極的に参加させ資格取得・スキルアップを図る等により職員の資質向上に取り組むとともに、労働環境・労働条件の改善や職員の特性を鑑みた配置を図り、法人の組織体制の整備を推進する。 又、 賛助会員を獲得するための活動や寄付金の募集活動に取り組み、法人の財政基盤の強化を推進する。

3 障害者関係団体及び関係機関との連携強化

障害者の高齢化、重度化、障害者ニーズの多様化により障害者団体活動が難しくなっている現状を踏まえ、障害児者が安心して暮らせる社会の実現に関し 障害者関係団体がその役割を果たせるよう、支援に取り組む。

また障害関係以外の様々な関係機関とも有機的に連携し、効果的な事業の実施・活動の実現に取り組む。

4 非常災害に備えた取り組み

非常災害時に避難行動や避難所での生活などにおいて障害者が取り残されることがないよう、地域や関係団体及び行政機関との連携を図りつつ、非常災害に備える取り組みを推進する。

障害者が地域で安心して暮らせる社会、共生社会の実現がなされるよう願うと

共に、本会はその実現に向け、基本方針に沿って障害者には勿論のこと、広く市 民に親しまれるよう、様々な事業に取り組んで参ります。

本会は公益財団法人となり12年目を迎えます。公益法人の使命は公共の福祉に奉仕することと常に自覚し、公正で合理的な開かれた運営を図り、とりわけ身体障害者や障害者の福祉の向上に資する事業を行うことをもって公益の増進に取り組んで参ります。

公益1 身体障害者に対する福祉事業

身体障害者団体に対する組織活動の推進、身体障害者に対する福祉事業の推進、身体障害者スポーツ及び文化活動等を促進するために、受託事業・補助事業・ふれあい事業を実施します。

- 1 受託事業
- (1) 重度障害者福祉タクシー事業
- (2) 地域相談支援センターすまいる運営
- 2 補助事業
- (1)活動支援事業
- ア 川崎市ろう者大会開催(聴覚)
- イ 視覚障害者激励大会開催(視覚)
- ウ ろうあ者関東ブロック体育大会派遣(聴覚)
- エ 各地域に対する団体育成
- (2) 身体障害者福祉大会開催
- (3) 政令指定都市身体障害者団体連絡協議会並びに同親善スポーツ大会派遣
- (4)団体補助事業
- 3 ふれあい事業
- (1) ふれあい号貸出事業
- (2) 福祉キャブ運行事業

公益2 障害者社会参加推進事業

障害者の社会参加を目的に生活訓練事業や文化・芸術に関する事業、広報啓発事業を社会参加推進センター事業として実施し、また障害者スポーツの振興を目的に各種スポーツ大会等の開催や裾野を拡げる環境づくりに資する事業等を障害者スポーツ協会事業として実施します。

I 障害者社会参加推進センター事業

障害者の社会参加、健康や身体の機能の維持・生きがい活動・文化芸術活動 の充実を目指し、生活訓練等事業や文化芸術活動に関する事業、啓発・普及事 業等を実施し、障害者の社会参加を推進します。

個々の障害特性やニーズに合致することに留意しつつ、効率的・効果的な事業の実施に取り組むとともに、障害者の創作活動の発表の場の創出に資する事業についても取り組みます。

- 1 点字広報等発行事業
- (1) 点字広報等発行事業(視覚)
- 2 生活訓練等事業
- (1) 視覚障害女性家庭生活訓練(視覚)
- (2) 視覚障害青年社会生活教室(視覚)
- (3) ろうあ者社会生活教室・日曜教室 (聴覚)
- (4) 脳性マヒ者研修会(脳性)
- (5) 下肢障害者歩行訓練(肢体)
- (6) 三療技術研修会(視覚)
- (7) 脊髓損傷者研修会(脊損)
- (8) 身体障害者レクリエーション
- (9) 障害者作品展
- (10) 難聴者コミュニケーション教室 (難聴)
- (11) 視覚障害高齢者文化教室(視覚)
- 3 啓発・普及事業
- (1) 啓発・普及事業 発信を積極的に行います。
- ア 広報紙「川崎市障害者社会参加推進センター通信」発行
- イ 広報・啓発用リーフレット等の発行
- (2) 川崎市障害者週間記念のつどい
- 4 障害者社会参加推進センター設置運営事業
- (1) 障害者社会参加推進協議会の開催

Ⅱ 障害者スポーツ協会事業

川崎市障害者スポーツ協会では、市内障害者スポーツの振興を目的に、各種大会・イベント等の実施事業の拡充やより発展的な事業の実施、障害者スポーツの裾野を拡げる環境づくり、障害者スポーツに関する情報の収集・発信、各種スポーツ関係団体・スポーツ施設との連携等の強化を行い、障害者スポーツの普及・促進に取り組むとともに、障害者スポーツ協会の体制整備に取り組みます。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催のレガシーの一つとなるよう、 障害者スポーツの認知度の向上に取り組みます。

- 1 スポーツ振興事業
- (1) 川崎市障害者スポーツ大会
- ア 第1部アーチェリー大会(身体)
- イ 第2部水泳大会(身体・知的・精神)

- ウ 第3部フライングディスク大会(身体・知的・精神)
- エ 第4部陸上競技大会(身体・知的・精神)
- オ 第5部卓球大会(身体・知的・精神)
- カ 第6部ボウリング大会(身体・知的・精神)
- キ 第7部ボッチャ大会(身体)
- ク 障害者スポーツ強化・育成事業
- (2) 全国障害者スポーツ大会派遣
- (3) 身体障害者球技大会
- ア 身体障害者ボウリング大会
- イ 身体障害者カローリング大会
- ウ 身体障害者グラウンドゴルフ大会
- エ 身体障害者ボッチャ大会
- (4) 視覚障害社会人球技大会(視覚)
- (5) 初級パラスポーツ指導員養成講習会
- (6) スポーツ教室開催事業等
- 2 障害者スポーツプログラム開催事業
- 3 障害者スポーツ体験事業
- 4 スポーツ団体活動支援事業
- 5 障害者スポーツ協会設置運営事業
- (1) 運営委員会開催
- (2) 広報啓発活動

公益3 川崎市中部身体障害者福祉会館事業

指定管理者として、今年は第4期4年目の管理運営となります。身体障害者の 自立更生及び社会参加と福祉向上を目的に事業に取り組みます。

- 1 障害者福祉団体等に対する便宜の供与
- 2 障害者福祉の啓発普及及びボランティアの育成事業
- (1) 手話入門講習会
- (2) 音声訳入門講習会
- (3) 吃音講座
- (4) 傾聴入門講座
- (5) ボランティア養成講座:コミュニティカフェ講座
- (6) 文化教養講座(障害者の参加する教室等):パステルアート教室
- (7) 文化教養講座(障害者の参加する教室等): 絵手紙教室
- (8) 福祉教室(小学生・中学生対象): 夏休みこども手話教室
- (9) 夏休みこどもパステルアート教室
- (10) こども絵手紙教室
- 3 交流・啓発事業等

- (1) 中身館フェスティバル
- (2) 小・中学校における福祉体験等
- (3) 利用団体懇談会
- (4) 広報啓発活動
- (5)情報の収集及び提供
- (6) 運営委員会
- (7) 安全管理と防災訓練

収益1 身体障害者活性化事業

- 1 IRジパング倶楽部
- 2 川崎市中部身体障害者福祉会館作業室(指定障害福祉サービス事業所)

法人事業

- 1 事務局通信の発行
- 2 関連団体会議
- (1) 日本身体障害者福祉大会いしかわ大会【中止】
- (2) 日身連関東甲信越静ブロック協議会
- ア 団体長会議(春季)
- イ 身体障害者相談員研修会
- ウ 友愛のつどい
- (3) 政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会
- ア団体長会議
- 3 秋季日身連関東甲信越静ブロック協議会代表者会議開催(新規)